

労働会館発 19-第 06 号

2019 年 9 月 11 日

利用者各位

(一社)徳島県労働福祉会館

理事長 藤原 学

(公印省略)

消費税改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当会館の運営に格別のご協力、ご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、2019 年 10 月 1 日から改正消費税法の施行により、消費税率が 8%から 10%に引き上げられます。

つきましては当会館に於ける消費税率の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 家賃・駐車料金 | 2019 年 10 月 1 日以降に発生する居室および駐車場の賃料 ……消費税率 10% |
| 2. 貸会議室等 | 2019 年 10 月 1 日以降に発生する会議室・大ホール、マイク、プロジェクター等の使用料 ……消費税率 10% |

※ ご不明な点等がございましたら会館事務所までお問合せ下さい。

以上